

「戦時厚生事業」の論理

——ファッショ化と社会事業の変質——

小 倉 裹 一一

I

日本社会事業史の研究のなかで、大正中期より、昭和初期（一九二七～一九三五）の時期と、それにつづく戦時下の「厚生事業」の展開と敗戦の時期にいたる分析が欠落している。一つの同時代史として、資料的制約はあまりないが、この時期に発言し、実践した人々が生存していて、直截に、この時期の分析に立入ることをためらわせるものがあるよううにみえる。このことは小稿「キリスト教社会事業の論理—厚生事業体制と「抵抗」の問題—」（『戦時下抵抗の研究II』同志社大学人文科学研究所編・みすず書房・一九六九年・所収）をまとめる段階においても痛感した。いまだに明確でない社会事業→戦時厚生事業への展開過程の分析とそれにかかる「戦争責任」の問題でもあり、それにつづく、戦後状況、「社会福祉事業」の現段階にまで投影している主題である。ここでは、戦時厚生事業のフレーム、理論を中心に考察するが、日本社会事業史の研究における欠落した部分を埋める作業というだけではなくて、「社会福祉事業」の現在の位置をたしかめその意味を問うという視点からも接近してみたい。

一九四二年（昭一七）に、当時、「厚生事業」の理論的指導者であった竹中勝男は次のようにいつている。

「社会事業が『厚生』といふ問題を採り上げるやうになつたことは、決して社会事業の本来的内部機構的な発展の結果からでなく、戦時国防国家建設の目的遂行が、客観的に外部から社会事業に要請した結果であると言はねばならない。換言すれば、それは社会事業がその組織化体系化の理論的発展が要求した必然な問題であったのでもなく、高度国防国家体制の進展に応じて、軍事的、経済的産業的充実整備がそれ自からの進行過程に於て、国民の人口資質、体位保健状態に於て、それらの基底となつてゐる庶民生活の地盤に於て全く新らしい角度と認識目的に立つて採り上げるに至つた課題であつた。換言すれば、それは『要救護性』の戦時的認識であり、その全体主義的理念に立つた把握であり、その歴史的特殊性を主張してそれを国民階層一般への相対化に於て変容し、要救護性の庶民的拡がりとそれへの国家的保護対策の確立を前提として把握された『国民的要保護性』であると言ふ事が出来る。」〔社会事業に於ける厚生の原理〕・厚生年報・第一輯・一九四二・五五頁）⁴外部から要請した結果」として、社会事業→戦時厚生事業へと推移した点についての筋みちが語られている。大正中期以降、昭和初期への「社会事業」の展開は、経済保護事業、方面委員制度の創始、中央・地方の行政責任の成立、救護法の制定、救護法実施促進運動などの指標によつて、その論理と実践をたどることができる。とくに昭和恐慌期をはさんで大陸進攻→ファシズム化、一五年戦争への過程において、大衆窮乏への対象認識を媒介として社会事業への「社会科学的認識」が底流として意識されていた。しかしながら一九三七年（昭一二）の日中戦争の開始にはじまる時点において、この「社会科学的認識」は、いっさいの左翼運動、反体制運動に対する抑圧、圧殺のなかで放棄されていく。竹中勝男は「社会事業に於ける科学性は、その社会事業が立つて居る社会的地盤及國家の政治的指導精神が一つの拘束性を有するものでこれは、社会科学そのものが、自然科学の性質から区別さるべき一つの性格であると考へる。この意味で、日本社会事業の科学性に我国の政治的道徳的指導原理によつて、その理論構成上に一つの影響を受けることも当然に認めねばならないと考えるものである。」（竹中勝男・「社会事業に於ける科学性」・「社会事業」一二一卷・一〇号・一九三九年・一七頁）とのべて、要救護性の社会科学的確定と社会事業の主体的根拠を自由―主動

的なるものとしてとらえる立場からの変質——「我国の政治的道徳的指導原理」による被拘束性と「現段階」における規定性を「科学性」の名によって正当化しようとしている。ここにいう「我国の政治的道徳的指導原理」とはいうまでもなく全体主義——ファシズム体制——総動員態勢の強権による統制と弾圧に外ならなかつた。竹中勝男のこの指摘は一つの予感として自らのその後における厚生事業論の辿つた方向をしめしているといえよう。

ここで注目されることは、他律的——外圧によって、ほとんど内在的契機のないままに、社会事業の諸範疇が、不适当に拡大されたり、かかわりをもつべき必然性のない領域にまで「厚生事業」の名において包摂されて、大正中期——昭和初期にかけて定着しつつあつたミニマムの社会科学的認識のフレームが否定され、社会事業研究者が、強権のつくりだす方向への抵抗不在からすすんで「戦時厚生事業」への迎合——先導的な役割をになうことになるのである。

II

「厚生」という概念の確定についてはきわめて困難で、当時においても、かなり多方面にわたつて無反省にこの言葉が使用されていた。「戦時社会事業がその救貧事業的な歴史的性格を止揚して、国民厚生といふ新らしき理念のもとに、国民生活の安定と人的資源の保護を課題化することに依つてその本来の救護活動に積極的意義を添加したるのみならず、現在及将来に於ける生産的人口に対する保護活動の面を通して生産社会に結び付き、ここに社会事業は『厚生事業』なる名称の変化と共に、その実態に於ける一定の発展変容を遂ぐべき時代に面したと述べたのである」(竹中勝男「社会政策に於ける『厚生』の理論」・『厚生研究』竹中編・東洋経済新報社・昭一九・六九貢)と「厚生」と「厚生事業」への必然性を語つている。すでに大阪市社会部長であった山口正は、「厚生事業と改称せよ」(『社会事業研究』二十七卷・六号)「厚生事業の構造および体系」について発言していた。ここでも、社会事業の概念が「この時代に盛り上りつつある国民厚生施設の現実態を包摂しきれず、社会事業概念を止揚してその上位概念として国民厚生事業概念を構成することが必要

だと主張した。山口正は「厚生事業は国家的見地において、国民の生の充実と発展を志向して、精神上、身体上、職業上、経済上、および政治上等の諸手段により、生活上の保護と指導をなす公私の施設である」ととらえ、「厚生事業活動をして厚生事業活動たらしめる最も根源的な本質的契機は、救護もしくは保護である」とみる。客体論としては、「人間的存在として把握すること」「一切の人間現象も制度的な画一性に於て抽象的に把えるのではなく、その個別的な具体性に於て主体的に捉える」とのべている。竹中勝男によれば山口正が『社会事業研究』（一九三三年・日本評論社）において提起した概念、「社会事業とは社会的及び政治的動機に基き、現に生活難に陥り、又は将来陥る虞ある個人又は社会に対し全体社会の調和的發達を企図する社会進歩主義のもとに公共の福利を目的として保健上道徳上又は経済上等人間生活及び社会生活の各方面を計画的に救濟し又は予防する為の公私の組織的、非常勤的努力である」（同書・三四頁）を止揚して、さきの「厚生事業概念」へと変質するのであるが、この要因の一つとして山口正における「国家性」の視点をとくにとりあげている。この「国家性」とは、「個人主義と正反対に國家の一員として国家に依存していることを意識せしめ、個人の存在及活動は国家への奉仕によって意義あり」とし、「厚生事業」は、もはや社会連帯主義及マルクス的階級理論を思想的基底とするものではなく、これに対して「階級を止揚してそれらを包摂する全体主義的立場」を基底とすると理解している。このアプローチにおいても止揚という表現において実は「国家性」という設定によってなんらの社会事業論の内的必然性と検証をぬきにして厚生事業へと「修正」されている。

竹中勝男の場合は、たとえば「厚生的要保護性の問題——厚生事業の生産政策的任務について」（『厚生問題』二七卷・第五号・一九四三・昭一八）において「対象論」として緻密に「厚生事業」の論理を構築している。さきの「社会事業に於ける科学性」（『社会事業』一二一卷・一〇号・昭十四）において、竹中は、社会事業に経済政策によつても、社会政策によつても代用出来ない救護的実質機能の展開をみていた。「救護」、「救護機能」は歴史的にみても、現実的にみても、一つの独立なる存在性を明らかにしつつ現下の時局に直面するに至つたこと、この内実として、時局の進展は必然に国家の生産力充

「戦時厚生事業」の論理

実、国民体位の上昇、軍事扶助、戦死傷者遺家族の保護、負傷者、帰還兵の職業などの問題を中心にして未だ嘗てなき緊要性を以て社会事業活動の充実、伸張を要求しつつあると判断している。この現実の判断にたって、科学的な基礎が社会事業に与えられねばその本来の救護機能を發揮できぬと指摘している。とくに社会事業の客体についての研究では、その客体の特質を対象化して不調整 (Maladjustment) 要救護的困窮 (Hilfsbedürftigkeit)、異常性 (Anomalität) として、これら社会事実の研究の必要性をも強調している。そこには、科学的基準と臨戦体制のもとにおける国民の生活破壊の事実とその対策の緊急性についてのさせまゝた要請、その対策の論理を社会事業理論の内発性において構築しようとする努力がみられる。そのためアメリカ社会事業が社会事業の科学性に対して貢献している最大のものはケースワークを基礎づけている個別調査法であると考え、個人を中心とした社会関係、とくにその社会的環境に対し個人を調整する事を社会事業の本質とすること—我国の社会事業においては更に発達すべき技術部門として研究さるべきことを主張している。竹中は一定の評価とともに、アメリカ社会事業の民主主義的知識の限界を規定し、個人の不調整関係をひきおこした社会的事実を、更にその根抵にある社会階級や国民共同体という基本的な社会関係に対して相対化しないことを限界の根拠として提起している。この場合に、竹中勝男がある意味で、親和感をもつ「厚生事業」の論理形成に採用したのは、ドイツ社会事業の指導原理であった。ナチス政権下の国家社会主義政策のもとに従属した社会事業の位置、「要救護者をして個人として他人の救助に依らしめるのではなく、国民として自らを助けしめ、実在せる国民・共同体に参加せしめ、その建設者として自らを訓練せしめる」(Hermann Althaus)。この論旨を、竹中は、この厚生事業の客体論に援用して、客体としての国民—要救護者と国民共同体関係に復帰せしめるため、国民としての共同文化に参与せしめるためにその物的基礎を与うべきであるとのべて、ドイツ社会事業、とくに社会事業政策 (Wohlfahrtspolitik)—ナチス政策への共感を卒直に表明している。一九三七年の第三回国際社会事業大会の主題は「社会事業と協同社会」(The social work and the Community)であつて、ドイツ代表は今日のドイツ人は、家族、村落、市域と、うせまい協同

社会意識に拘束されるものではなくて、これをこえて、国民的運命的同質性において結合しているものである。国民共同社会の完成こそドイツ社会事業の出発点であり、また到達点である」。(Erich Hilgenfeld) とのべたがこれを竹中勝男は「近世社会事業がその思想的根柢として出発した自由主義的乃至は社会民主主義的社会連帯思想は、今日の社会的現実の前に止揚さるべきものであって、これに対しても国民といふ完結的全体社会或は国民協同体の理念がより実践的実在性を救護活動の指導原理として展開しつあると考へる」という叙述であきらかにしている(前掲「社会事業に於ける科学性」)。この場合、注目すべき厚生事業論は、竹中の「厚生的要保護性」の規定であって、「社会事業は、その対象の拡大、その対象認識目標の変化、その対象への方法の確立によって、新たな形態と実質を具備するに至るのである。この意味で「厚生的要保護性」の確認は、必然に社会事業をして「国民厚生事業」への發展的改組を促し、厚生事業の新らしい性格を規定するものである」とみている。「[社会事業に於ける厚生の原理]」「厚生的要保護性」を要約すると、(1)国民共同体の積極的成員たるようく保護育成すること、(2)「生産社会」との關係からみれば厚生事業における要保護性は保護客体(被保護者)を国民協同体の積極的成員の資格において保護育成すべき客体の性質である。(3)生産無能力者、生活力薄弱者が存するかぎり、社会事業的救護は瞬時といえどもその手を休めることは出来ない。彼等が生産者たる資格を恢復しようと否とにかかわらず、その保護は行なわれねばならない(ここで竹中勝男は例として救貧、救療、養老、救護法対象への救済活動をあげている)。これらは本質的に社会事業的救護であつて厚生事業が如何に発達しようとも尚ほ存在せねばならぬ保護形態である。(4)社会事業的救護のあるものは、厚生事業的保護に發展し、解体し、変容しなければならない(ここでは乳幼児保育→勤労力増強→乳幼児の育成・助長→人的資源の培養)。(5)救済的要保護性は、専ら過去よりの所与(Gegebene)であるに対し、厚生的要保護性は、将来成るべき(wendende)もので、社会事業よりはるかに基本的な社会生活を扱う。(6)大政翼賛会厚生部の主導のもとに「戦争完遂のため、刻下喫緊の要請たる戦争産業の生産増強のために在来の厚生事業(社会事業及び方面事業)を動員し、その多年の経験と努力をも直接生産部門に積極的に寄与協力せ

「戦時厚生事業」の論理

しめ、併せて國民皆勤労運動展開に伴う國民生活の援護保育に万全を規せんとする」（經營体→労務管理→厚生事業施設・保育福祉相談・生活指導・娛樂休養・方面委員活動の厚生事業的処理）。ここにおいても、必ずしも、社會事業と厚生事業のかわりはあきらかではないが、つねに、ファッショ的な高度国防國家における人的資源論—生産的視点への論理の拡大がみられる。厚生的要保護性を戦時生産力確保のサイドからみた竹中勝男の指摘あげておきたい。

(一) 生産的勤労者の厚生的要保護性を社會事業的要救護性から區別し、厚生事業の保護、育成活動から一切の惡悪性を排除し、厚生事業の新らしき國家的任務を國民に周知徹底せしめること。

(二) 在來の社會事業施設を整備拡充して、厚生事業を積極的に行い得るものたらしむると同時に、救護法を中心とする救護事業の特殊性を明確にし、積極的厚生事業の新課題を認識すること。

(三) 厚生事業の重点を戦時生産力増強に置き、生産政策的任務を明かにすることによって勤労者厚生に協力すること。

(四) 厚生事業の生産勤労力の保護培養は専ら間接的であって、經營体の厚生施設、労務管理を、經營体の外部から社會的に協力援助するものであること。

(五) 經營体にありては、それが大經營体に於ける如くその厚生施設が相当充當せるものにありても、勤労生産力はその根幹を國民共同体に深く張るものであることを認識し、その社會的保護と育成に協力すべきであり、況んや中小經營体の如くその厚生施設の不備なるものにありては、進んで社會の厚生事業施設及び運営者と協力し、勤労者の厚生に力を注くべきこと。

(六) 經營体、生産施設と厚生事業との提携協力を緊密にし、効果を擧ぐるため、費賛会、座報、地方府厚生・労政・職業詰課の當局、厚生事業担当者、經營体（事業主・労務・厚生係）等による勤労厚生連絡委員会を中央、地方に創始し、協力可能の部面からこれが具体化を実行すること。

(七) 勤務者の乳幼児、母性的の保護、少年労務者の保護、労務者の保健、慰安、娛樂に関する厚生施設を創設或いは増強すること。時流に迎合するうえでの論理化は、本来的な救護機能について、『総動員的なる國力充実』を直接目的とする要求を発するものと考え、社會事業は必然的に現下の統制的全体主義的理念及目的に則して改組され發展せしめられる事によ

つて現下及今後における救護機能を發揮しうるものと考えた。(竹中・前掲「社会事業に於ける科学性」) 戦時厚生事業の論理化について、竹中は「厚生」の概念を“科学的”に設定しようとする努力をしている。この点については前述のように竹中が「社会事業概念構成の基準に関する一研究」(同志社大神学科基督教研究会「基督教研究」十二巻・第一号・所収)のなかで、社会事業の歴史的展開を究明し、さらに社会事業の発展を外部から拘束規定する社会的存在の要素を重視すること。ここでいう社会的存在としての拘束性とは、社会の生産力、あるいは生産関係を基底として存在する政治的・社会的文化的構造であると考え、その拘束性との相関において、竹中は社会事業の慈愛行動、任意性、自由なる主動的性質をもつことを重視していた。そこから社会事業の科学化—実践科学への志向—「指導的精神」による実践的科学への刺戟、進歩—日本社会事業の科学性は我国の政治的道徳的指導原理による影響をうける—のような文脈で、その自由・主動的社会事業論は、「國民」という完結的全体社会と國民協同体の理念がより実践的實在性を獲得する」という方向に、理論展開を「正当化」していくようである。

社会事業を戦時厚生事業へと編成する他律的要因は、いうまでもなく、高度国防國家と建民建兵、人的資源論を中心とする日本ファシズムとその体制強化のための弾圧であった。戦時厚生事業はほぼ、一二二六事件の決行された一九三六年(昭一)から一九四五年(昭二〇年)の敗戦に至る経過のなかで熟成した。田中惣五郎の時期区分としては、日本ファシズム化の一の「第一期」(一九三一—一九三六)の末期に戦時厚生事業への発想が成立し、ついで、「第二期」(一九三七—一九四〇)の時期にほぼ体系を完成している。「この段階は、日中戦争、北支事変・日支事変をたたかい、これを手がかりとして国内ファシシズム化をおしすすめていった。近衛文麿という天皇につぐ身分の人をおし立てることで、比較的に人間的なつながりをもつ人々の拳銃一致内閣が構成されたといえる。その下で、主として法規的、機構的にファシズム化を中心としてファシズム化がおしすすめられた。昭和十三年(一九三八)四月の国家総動員法、大政翼賛会がその代表的なものであろう」(田中惣五郎・『日本ファシズム史』河出書房新社・昭和三五・一四頁)。この時期に成立し

「戦時厚生事業」の論理

「戦時厚生事業」の論理

た第一次近衛内閣において、保健社会省の設置案、これはかねて陸軍の希望であり、近衛も当時の「社会正義」の立場からこれをとりあげたのであり、これが「厚生省」の設置である。この厚生省の設置が、戦時厚生事業への傾斜を実質行政として加速したことはいうまでもない。

こうしたファンティックな時流のなかで、たとえば「社会事業新体制」ということが状況との相似形で喧伝されたことになった。「社会事業の再編成—新体制とは、之れを要するに、行政をも含めた全社会事業か、其の見てくれの看板だけの整備ではなく、実質的に最も合理的能率的に改編されて、其の有する全機能を最大に發揮し、最大の効果を挙げ以て大政翼賛——皇運を扶養し奉るを得しむるが如き体制を整えることである。」(牧賢一・「社会事業新体制の機能とその方向」「厚生事業」二五巻・一一号・昭和十四年四月・八~一〇頁参照)

「新体制」への編成替えとはいかなるものであつたか、即ち今後に於ける日本社会事業は、

(一) 既述の如き国民の国家的資源化と言う大使命を、全国民の間に普遍的に而かも緊急且も有効に達成しなければならない。

(二) 右の如き使命達成のためには国家的な企画に依る全国統一的な計画的運営を期さなければならぬ。即ち一貫せる國家命令によって系統的な而かも強力な社会事業が執行されなければならない。

右の如き必要と要望に対して我が国社会事業の現状は、

(一) 官公私を問わず施設の規模或は規格は支離滅裂であり貧小である、而かも其の分布若くは配置は全く自然発生的であり無計劃的である。

(二) 其の運営方針及び方法は全く經營者の恣意に放任せられ何等の統一も連繋もない。

(三) 其の資産、収入、経営費等何れも個人主義的自由主義的な「利益優先的」所有並に競争に任されて居る。

(四) 其の使命の達成、事業成果に関して何等の責任も課せられていない。

(五) これを要するに我が国社会事業の現状は恰も経済団体と同様な資本主義的自由主義的な經營に放擲せられており、國家目的

と有機的な繋りと協同關係を有つていい。

斯くの如き社会事業の現状に対し要請せられる「新体制」——再編成方策は之れを要するに右の現状を矯正するもの、其の反対を行ふものでなければならない。即ち再編せらるべき社会事業は、

(一) 官公私を問はず国家の意志と方針と命令とによって上から下まで一貫した系統的計画的運営により共同の目的を達成しなければならぬ。

(二) 全国民、全必要階層に普遍してその機能が及ぼされなければならぬ。

(三) その経済を最有效に活用して最大の効果を挙げなければならない。

右の為めには、

(一) 出来だけ全施設に対する國家の最高意志が直接影響し得るが如き監督、統制、命令の系統的組織及び体制を整えること。

(二) 群小社会事業施設の自由独立を許さず、既存のもの等その経営状態に応じるべく官公営に接收し、或は、官公委託経営等の方法を講ずること。

(三) 各種の団体或は施設が夫々莫大なる資産を擁し収入を計り、各個独立に運営されているのを適宜統合或は協働し最も経済的に活動し得るよう措置を講ずること。我々は軍人援護会或は結核予防会が出来た時類似団体の統合されたよき前例をもつてゐる。

(四) 新に部落保険組織による簡易民間施設を考慮すること。

之れを要するに全社会事業が統一的に強力に其の効果を納め御奉公の実を得られるように、施設側に於いても官庁側に於いても真剣に考慮することが此の際最も肝要な切実な問題である。そして此の線に沿つて社会事業の現状を再編成する」とが其の「新体制」だと考へるのである(牧賢一・前掲論文一〇一一頁参照)。ここに新体制—編成替え—厚生事業への推転の具体的な筋みちがしめされている。

III

一九四〇年（昭一五）の社会事業大会について、竹中勝男は、この大会が「人的資源の保護育成」をとりあげたことを日本社会事業の転換飛躍として評価し、この転換は、日本社会事業の再組織—in來の社会事業の自己批判なくしてはありえないと指摘している。このために討議すべき資料として竹中があげたものとして『日本社会事業新体制要綱—国民厚生事業大綱』（昭和十五年十月・常盤書房）がある。これは、「日本社会事業研究会」（昭和三年、三火会として結成・昭十二年十月、日本社会事業研究会として改組）によって作成されたものであった。昭和十五年九月二十一日付の提唱として「自由主義思想の温床に誕生し、資本主義機構の恩恵に発達し来れる日本社会事業は、刻下邦家未曾有の革新過程に際し、断乎旧態を改催し、新体制の一翼として、前線銃後の厚生対策に将又東亜民族の協同福祉に敢然推進する為め、其の名称も「国民厚生事業」と改むると共に、即時朝野官民相糾合して「日本社会事業新体制準備会」を組織せんことを提唱する」とアッピールしている。研究会の幹事としては当時の有力な社会事業の理論家、実践者を含んでいて、一応、もつとも網羅的に戦時厚生事業の構造を知ることができる。また、この研究会に集うた人々の考え方を討議のうえで集大成したものとして興味ぶかい。このプログラムは、一貫して戦時—「新体制」について肯定的であり、ためらい—抵抗、批判の皆無であることを特徴としている。序説において「今次の革新過程に於ける自由主義の払拭に伴ふ翼賛体制の整備確立は全く日本国民の歴史的發展段階を示すものである→昭和維新は島国日本中心から東亜共榮圏確立への過程に於いて把握し得るものである→日本社会事業また国内体制の一環として当然新体制の整備革新に即応すべきものと考える。このような三段論法的なアプローチであつて、時代への呪縛としかいのない硬直性をもつてゐる。」ここにいう、国民厚生事業の目的としては、（一）高度厚生国家の建設、（二）東亜民族厚生指導の確立となつていて、「在來社会事業の対象となりし所謂要保護者層も亦更に一步を進めて之を人的資源として保護育成し、以て我が國、国防乃至産業資源の維

持培養を計らねばならぬ」、「在来歐米人に依る不当なる社会政策乃至文化政策の犠牲となりし諸民族を解放し、東亜民族厚生の実績を期待せむとする」とうたいあげている。国民厚生事業の概念としては「特定社会に於いて、其の成員が、完全なる集団生活を営み得る様厚生指導する部分的又は全体的努力である」と規定し、家族、隣保、団体、国民、協同の各生活次元を設定する。たとえば、隣保生活の項では「家族集団の地位的結合が、隣保生活の作用を営むことは日本民族の美風である。ナチス・ドイツが如何に国民組織の結成に努力しても「向三軒両隣」式の、換言すれば、春秋彼岸に相互に先祖を参り、供物を配り歩く隣保紐帶の緊密さは求めるることは出来ぬ。此の生活の確保こそ厚生事業の念願である。」といふ。しかも、その家族生活は、『一君万臣の思想』の下に日本国家が渾然一体、一億一心の生活を持し得る基調』としてとらえている。ここにも、日本ファシズムのイデオロギーとしての天皇制—忠と孝を主軸とする血縁共同体的大家族主義国家という発想がとりこまれている。国民厚生事業の指導理念として、博愛人道主義—社会連帯主義によって指導される自由主義的慈善救済事業ではなく、大政翼賛の理念の下に成員の福利厚生を図り、国民生活の安定を期すこと、とくに、人的資源の方策という項では、民族の発展、国力の伸長が、人的資源の確保拡充に依存すること、成員としての資格をもつものは、当然として、従来は非社会的成員—要保護者として—消極的に保護救済に委されていたものも、国防生産資源として、積極的に厚生訓練され、維持培養されねばならないとのべている。対象は「社会成員」であって、広く勤労庶民層、国民各層を対象とする。分類としては、施設を中心とした場合に(1)戦時国民生活の指導、(2)国家革新過程に於ける国民生活の推移を指導誘掖する基本施設、(3)厚生省職業部、失業対策部、社会局の住宅福利局で経済保護方面の事業を包括、(4)労働ならびに勤労の指導保護、(5)体力増強の指導訓練、(6)児童、婦人の保護育成、(7)老後安定策の統制企画、(8)保健衛生の整備拡充、(9)一般援護事業の綜合的企画、(10)軍事援護事業の体系となつて、厚生事業部、厚生本部の設定を構想している。とくに、日本社会事業（旧体制）の再編成として、(1)自治的連

盟組織の發展的解消→大政翼賛会指導本部の厚生事業部（下部組織とし「国民厚生事業統制事務局」及「私設国民厚生事業団」）の指導をうけること。（1）民間社会事業の整理統合—自由主義發展をしてきた民間社会事業は、其の事業施設が官公営施設と併立する場合は、官公営に統合し、その事業が特殊性—精神的技術的—を有するときは、官公営の下に之を強化充実し、整理された社会事業従事者の精神及び技術は充分に之を利用する。社会事業関係の資金統制としては、中央国民厚生事業金庫（仮称）地方に地方国民厚生事業金庫をおいて、助成資金の統制を計り、其の運用には大政翼賛会の厚生事業部の指示をうける。一方で国民厚生本部—中核としての国民厚生事業統制事務局（仮称）の設置を提案している。とくに注目すべき点は、国民厚生事業運営の方針であつて、その三項において民間私設厚生事業は原則として之を認めず、設置するものについては、在來のごとき、自由主義的、恣意的な施設の配置、ならびに經營をみとめず、各種施設はいづれも、その目的、方針、方法及び規格等一切國家乃至は地区府県の最高方針に準拠し、革新体制に即応して実施することを提案している。運営組織としては、中央・地方行政の統合、整備、国民厚生事業施行の地区—ブロック形成・連絡統制、研究組織・従事者養成訓練組織（国民厚生事業の内容・方法に関する専門技術を高度化するため中等程度・専門程度、大学程度の名称事業別国民厚生事業専門職員養成機関の設置、短期養成機関、資格認定、検定試験の拡充）などを具体的に提案している。さらに各論として、国民厚生事業の行政組織と法制について、具体的施策、事業を提起している。セクト主義の排除と総合的運営、各省内の連携の強調、地方行政組織の整備、とくに、法制の整備については、現行国民厚生事業関係社会立法は自由主義的の思想に立脚せる自然発生的なものにして、何等計画的統一的ならず、依つてひと先づ、（1）国民厚生事業統制法、（2）総合法としての国民厚生法に総括し、此の下に各種の整理せる特別法としての単行法を配すること、（保健医療法、労働法、生活保護法、児童法、労務配置法）ついで、連絡・統制、研究企劃、施設整備、ここには、在來の私営事業は可及的官公に奉還せしめ、若くは、委託経営の方法に転換することにより、私営事業の種類に依り町会、部落隣保組合、職能団体等の如き国民組織に移管することなどを含む提案がな

されている。ついで、職員養成の具体策、各種委員制度の廃止、経営資金、社会保険の拡充、母性及び児童保護政策、保健医療対策、厚生運動と国民厚生事業との関係、住宅対策、農村厚生事業、対外厚生事業の企劃などの各領域にわたつて原則と具体策を構想として提起している。

たとえば、当時のムードを背景に住宅対策としては「日本国民にとって『住宅』は実に其の生活の本拠であつて、其処に親和、協力の家族生活を営まれる一かかる国民生活の本源たるべき住宅の問題はこと単に時局下労務需給の応急的手段としてのみ考へることなく、更に一步を深めて恒久的なる国民厚生の基底に於いて問題の本質を把握し、住宅の公益性に關する確固たる認識の下に国家は、之が企劃ならびに供給に關して積極的な配慮を廻らさなければならぬ」とし、具体的には、貸家住宅の公益的建設と經營―民間における營利的な売却、貸付を目的とする新しい住宅の建築・經營を可及的に禁止、制限、國家の統一的計画ならびに方針に基いて、地方公共団体、市町村自治体、官庁、産業団体、特殊公益団体の手により公益的に行なわしめること。公益的特殊会社としての住宅会社の創設、国民住宅の制定、保健・美觀、防衛への配慮とともに共同福利施設をも考慮した国民住宅集団区劃様式の原則的基準の設定、住宅建築材料の規格統一、余裕住宅の微用、不良住宅の建設並びに使用の禁止（時局下住宅不足の虚に乘じ極めて粗雑なる非保健的不良貸家住宅を建設或いは貸付せんとするもの少からず、國民厚生的見地より之を嚴禁すること。）ときわめて具体性に何んでいる。「住宅建設は最少の資材・労力を以て戦力増強に不可欠なる対象に対し最低の質を以て遂行すべきである。而して、建設総力をあげて此の一点に集中し、爾余一切の建設は速かに中止する英断が必要である。……では『最低の質』とは何か。それは決戦下に於て皇国民が眞の力を發揮して耐え得る最低簡素の生活を入れ得る住宅を意味する。：今や戦局は決戦段階に突入した。而して現在の建設は更に将来数年を見透した徹底的に切下げた基準によつてなされるべき事は既に述べた。之と同時に既存施設の動員、再配分による住水準の低下も避け難い。併しすべての切下げは来るべき輝かしい勝利の為の雌伏である―此の雌伏は強制された雌伏であつてはならない。自ら積極的に戦ひ抜く自發的

なものでなければならない。」（西山卯三「決戦下に於ける住宅対策」厚生問題・一七巻・十一号・昭十八年・十一月）この対比も興味ぶかいが、他律的に、ミニマムの「合理的発言」の場を奪われ、自ら放棄していくプロセスがいたましい。

この要綱から二年後に社会事業が如何にして我聖戦完遂の國力に直接寄与し得るかという問題意識のもとに、一九四二年（昭十七・十月）大政翼賛会厚生部（厚生部長桐原葆見）に直属する「厚生事業研究会」が設けられた。委員長生江孝之（日本女子大学教授）磯村英一（東京渋谷区長）谷川貞夫（財團法人共励館々長）高木武三郎（財團法人上宮教会常任理事）西条億重（厚生館々長）松島正儀（財團法人厚生育成団々長）松本征二（厚生省嘱託・大政翼賛会嘱託）臨時委員、福山政一（中央社会事業協会事業部長）幹事、牧賢一（大政翼賛会実践局厚生部主事）というメンバーであった。この研究会の志向した戦時厚生事業新体制の確立と厚生施設、生産施設との協力乃至結合に関する資料として「戦時厚生事業整備拡充要綱」がある。この要綱のなかに戦時厚生事業の展開の詳細が描かれている。「戦時厚生事業整備拡充要綱」によれば

一、趣旨
大東亜戦争完遂のため刻下喫緊の要請たる戦争産業の生産増強のために、在来の厚生事業（社会事業及び方面事業）を動員しその多年の経験と努力とを直接生産部門に積極的に寄与協力せしめ、併せて国民皆勤運動展開に伴う国民生活の援護保育に万全を期せんとする

二、要項

- 1、厚生事業の施設、従事者及び技術（経験）を工場厚生施設及び運営に参加せしむること（工場内及び工場外部に於ける勤労者、並に中小工場労務者のための厚生施設）
此の場合、厚生事業側に於ける活用可能能力の調査（施設及び従事者、在来取扱い対象との関係）
- (1) 戰時産業に於ける生産増強のため生産施設に厚生事業施設を直接給合協力せしめ、以て産業地区の郷土的設営を完備すること

- 2、厚生事業の経営経費に対し工場側に協力せしむること
 - 3、以上に付き工場及び産報側と厚生事業側との結合を斡旋する組織を設くること
 - 4、労働国民の生活援護に付き厚生事業を協力せしむること（町会、隣組組織との関係）
 - 5、農山漁村の生産増強に付き厚生事業を協力せしむること（部落会との関係）
 - (1) 国民皆勤運動に対し厚生事業を協力せしむること
 - 1、未活用労働力（特に女子）動員に伴い当然必要となるべき家庭生活の援護（前項4に関連）
 - 2、従用工員の留守家族援護
 - 3、少年工及び女子労務員の保護及び指導
 - 4、潜在労働力（特に厚生事業の対象たる保護少年、盲、聾、肢体不自由者、精神薄弱者、老齢者）の活用とその保護及び指導
 - (1) 上掲の如き厚生事業の活動に対し女子労働報国会、女子親切部隊、女学校高学年等の学校報国隊等を協力せしむること
- (四) 生産施設と厚生事業施設との結合協力に関し、不敢都市工場關係地域に於いて実施すべき事項
- 1、不敢適當なる特定工場或は特定地区の数工場（中小工場）と特定厚生事業施設団体との連携を斡旋し、具体的に協力の実をあげしめ、実践の緒を拓くこと
 - 2、同時に右を組織的に行うため、厚生事業側の体制を整備せしむると共に之が協力斡旋のため、大政翼賛会地方支部は地方厚生事業協会と協力し、地方厚生課、職業課、労政課等關係各課の監督指導の下に産業報国会、主要工場、事業場、主要社会事業団体等關係者をもつてする戦時勤労厚生連絡委員会を設置すること（第一項の3に関連）
 - 3、厚生事業施設の能力を調査し之が登録をなすこと
 - 4、厚生事業施設の拡充を計ること（寺院、転廃業商店建物等の利用、女子労働報国会、女学校報国隊等の協力を求むる）
 - 5、厚生事業從事者の鍛成及び再教育を行うこと（戦時生産増強及び戦争産業労務に対する認識、慈惠的臭味の払拭等）
- 〔戦時厚生事業〕の論理

「戦時厚生事業」の論理

6、厚生事業に対する社会的評価の向上を計り一般に対し厚生事業の新しき国家的任務を周知徹底せしむる」と

7、必要に応じ関係者の協議会を地方別に開催すること

8、特に厚生事業側及び工場側の意志疎通を計り相互協力を促進するため地区別懇談会の如きを開催し、以て産業郷土建設に資すること

さらに戦時厚生事業の生産的連闊のフレームとしては「戦時労働厚生連絡委員会構成骨子」（案）がある、それによると

一、戦時厚生事業を生産増強の援護施設に協力せしめ併せて産業労働厚生施設の整備拡充を図るため大政翼賛会道府県支部に戦時労働厚生連絡委員会を置くこと

二、本委員会の監督指導は道府県厚生課、労政課及び職業課等関係各課の共管とする」と

三、本委員会は道府県厚生課、大政翼賛会（支部）、厚生事業協会、産業報国会、方面委員連盟、主要社会事業団体、主要工場労務課等の関係者、及び学識経験者を以て構成すること

四、本委員会の会長は成るべく大政翼賛会支部長とすること

五、本委員会の常務は適宜大政翼賛会道府県支部又は道府県厚生事業協会に於いて担当すること

六、本会は主として左の事業を行ふこと

1、産業施設と厚生事業（社会事業）施設との結合協力の促進

2、工場厚生施設の設置及び運営に対し厚生事業団体側の施設及び人的技術的要素の参加協力の斡旋

3、労務労員のために必要なる労働者の生活援護に対する厚生事業の協力斡旋並に指導

4、国民皆働運動に対する厚生事業の協力斡旋並に指導

5、厚生事業施設経営に対する産業施設側の協力に関する連絡

」これらの資料についてみても戦時厚生事業の問題は、日本ファシズムの強圧による社会事業の変質であるが、そこには、大正中期以降の日本資本主義の構造的矛盾に規定されて展開してきた社会事業の実質が、臨戦体制への迎合と癒着、ファット・ライトを「人的資源論」として浴びて、日本ファシズムの、とくに大政翼賛運動などを媒介とする「分岐化」に自らを変質せしめていったみちすじが重要である。この究明は、史的な関心のみでなく、戦後の「社会福祉事業」へのかかわりにおいて、現実性をおびているといえよう。

本稿は小稿「キリスト教社会事業の論理—厚生事業体制と伝統の問題—」（『戦時下抵抗の研究Ⅱ』同志社大学人文科学研究所編・みすず書房・一九六九年刊所収）の補論である。（1970. 12. 19）